

こうち再生可能エネルギー事業化検討協議会設置要綱

(目的)

第1条 本県において、地域の特性を活かし、地域の住民等が参画して再生可能エネルギーの事業の立ち上げを促進するため、こうち再生可能エネルギー事業化検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、以下の事項についての検討を行う。

- (1) 再生可能エネルギーの事業化に向けた調査、計画立案
- (2) 再生可能エネルギーの普及
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要と認められる事項

(委員及び組織)

第3条 協議会の委員は、学識経験者、民間企業、NPO等民間団体、行政関係者、その他知事が必要と認める者のうちから知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は、平成24年3月31日までとする。但し、知事が必要と認める場合は、任期の延長ができるものとする。
- 3 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1名置き、委員の互選により定める。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を助け、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は公開とする。ただし、協議会において特に必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(部会)

第5条 協議会は、第2条に定める事項について、エネルギーの種別ごとに必要な検討を行うため、次の各号に定める検討部会（以下、「部会」という。）を設置することができる。

- (1) 太陽光発電検討部会
- (2) 風力発電検討部会
- (3) 小水力発電検討部会
- 2 部会の委員は、知事が委嘱する。
- 3 部会に部会長を置き、部会の委員の互選により定める。
- 5 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集する。

(関係者の意見)

第6条 会長または部会長が必要と認める場合は、委員以外の者をオブザーバーとして協議会または部会へ出席させ意見を求めることができる。

(外部アドバイザー)

第7条 会長または部会長は、協議内容に関して専門的な立場から助言を得るため、適宜外部アドバイザーを依頼し、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、高知県林業振興・環境部新エネルギー推進課に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定めることができる。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第4条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる協議会は、知事が招集する。

こうち再生可能エネルギー事業化検討協議会委員

| 氏名 | 所属・役職 | 備考 |
|-------|--------------------------------------|----|
| 荒川 浩一 | 高知県太陽光発電普及協会 副会長 | |
| 岡田 一水 | 株式会社高知銀行 営業統括部 営業企画グループ 商品開発室 業務役 | |
| 奥田 敏弘 | 有限責任事業組合よさこいメガソーラー | |
| 嶋崎 誠史 | 社団法人高知県工業会 副会長 | |
| 田中 正澄 | 高知県町村会 常務理事兼事務局長 | |
| 谷脇 明 | 財団法人高知県産業振興センター 専務理事 | |
| 古谷 桂信 | 高知小水力利用推進協議会 事務局長 | ※ |
| 溝渕 卓生 | 任意団体みるきい 代表 | ※ |
| 山本 稔 | 特定非営利活動法人環境の杜こうち 事務局長 | |
| 横田 寿生 | 高知県市長会事務局 次長 | |
| 吉田 和弘 | 株式会社四国銀行 お客さまサポート部長 | |
| 林 功 | 高知県公営企業局 次長 | |
| 杉本 明 | 高知県林業振興・環境部 副部長 | |

※地域コーディネーター

アドバイザー

| 氏名 | 所属・役職 | 備考 |
|-------|---------------------------|----|
| 松尾 寿裕 | 一般社団法人日本再生可能エネルギー協会 | |
| 松原 弘直 | 一般社団法人日本再生可能エネルギー協会 | |
| 谷口 信雄 | 一般社団法人日本再生可能エネルギー協会アドバイザー | |

オブザーバー

| 氏名 | 所属・役職 | 備考 |
|--------|-----------------------|----|
| 市村 憲和 | 環境省地球環境局地球温暖化対策課 | |
| 塚田 源一郎 | 環境省中国四国地方環境事務所 高松事務所長 | |